

令和 8 年度 第 3 回

高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和 8 年 8 月 20 日開催

高野町農業委員会

令和 8 年度第 3 回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

● 開 催 日 令和 8 年 8 月 20 日(木)

● 開 会 時 刻 午前 10 時 30 分開会

● 開 会 場 所 高野山テレワークセンター(旧管理棟)

● 出 席 委 員 1 番 井手上 治己 2 番 中山 正代 3 番 泉平 和廣
 4 番 梶部 起子 5 番 西辻 政親 7 番 森脇 伸宜
 8 番 岡本 智 10 番 木村 金男

以上 8 名出席

● 欠 席 委 員 6 番 柳 葵 9 番 山本 和英

以上 2 名欠席

● 出席推進委員 眞野 弘和 森島 大介

以上 2 名出席

● 事 務 局 員 事 務 局 長 田輪 文香

 事 務 局 員 小西 敏嗣 溝端 英人 佐藤 大道

● 議 事 事 項 議案第 5 号 農地法第2条 非農地証明交付申請の承認について

 議案第 6 号 農地法第3条の規定による許可申請について

その他

● 議 事 内 容 次のとおり

***** 午前 10 時 30 分開会*****

司会(事務局) 定刻となりましたので、令和8年度第3回高野町農業委員会定例会を開催致します。
さて、本委員会ですが、本日 出席委員 10名 欠席委員 2名(欠席委員 6番 柳委員、9番 山本委員)

高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超えておりますので、本日の本委員会は成立していますのでご報告いたします。
それでは、事務局長よりご挨拶お願いいたします。

事務局長 みなさんおはようございます。
本日、お忙しい中、第3回農業委員会定例会にご出席いただきありがとうございます。
お盆も過ぎましたが、まだまだ厳しい暑さが続いています。皆様には日ごろから、農地の状況確認など農業委員会活動にご尽力いただきありがとうございます。
特に今は農地の管理状況など現地で確認していただくこともあると思います。熱い中での活動ですので、くれぐれも熱中症に気を付けていただくようよろしくお願いいたします。

農業委員会とは関係ないのですが、高野山会議が3日間開催されておりまして、今夜クラシックコンサートが黎明館でありますので、ご興味のある方は無料ですのでぜひ足を運んでください。それでは審議がございしますのでよろしくお願いいたします。

司会(事務局) つづきまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長よりご指名頂いております。
本日の署名委員は、3番 泉平委員・4番 梶部委員にお願いします。
つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、木村会長よろしくお願いいたします。

議長 それでは、次第に沿って行います。
議案第5号「農地法第2条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

司会(事務局) 議案第5号 農地法第2条非農地証明交付申請について
別添の農地について、農地法第2条の農地でない旨の証明願いがあったので審議願いたい。

令和8年8月20日提出
高野町農業委員会 会長 木村 金男

今回の申請は、1件でございます。
農地の所在、……、……、……、……、……で場所につきまして
は、5、6、7ページの地図をご覧ください。

面積は、……と……が……平方メートル、……が……平方メ
ートル、……が……平方メートル、……が……平方メートルで申
請者の住所氏名は、……、……氏です。

現地調査につきましては、8月5日事務局と中山委員と実施いたしました。
後ほど、報告があります。
申請者の……になり、申請地を……として管理出来なくなり、それぞ
れ、……、……及び……、……を……し現在に至っています。
現況はすでに長時間……でなく……である旨が確認されており、農
地への復旧は不可能と考えます。

以上1件につきまして、現地確認及び書類審査いたしました結果、申請に
必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認に
ついて承認相当と判断しました。以上です。

ご審議お願いします。

議長 つづきまして、現地報告について、担当農業委員から報告をお願いします。

中山委員 2番 中山です。
議案第5号について、令和8年8月5日に事務局溝端主査、佐藤主査と共
に現地調査を行いました。
当該申請地においては、現在、……となっており、農地としての復元は
困難であると考えます。
また、周辺農地において営農等に影響を及ぼす恐れがないことから、本案
件については、許可相当と判断しています。
以上で報告を終わります。

議長 ただいま 事務局より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませ
んか。

各委員 異議なし

議長

ご意見等がないようですので、議案第5号については「可決」とします。

続きまして、協議第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

司会(事務局)

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。
令和8年8月20日提出
高野町農業委員会 会長 木村 金男

今回の申請についてご説明します。農地の所在、……、1筆です。
場所については、13ページの航空写真をご覧ください。
登記簿地目は……。現況地目は……。です。
面積は合計……平方メートルです。権利の種別は、……による所有権の移転です。
譲渡人の住所、氏名、……。
申請事由は、譲渡人・譲受人の希望によるものです。
譲受人の住所、氏名は……。氏です。
申請事由としましては、……することです。
補足説明としまして、現地調査につきましては、8月5日に、事務局と中山委員と実施いたしました。
詳細については、15ページの調査書をごらんください。

1号の全部効率化要件については、……の栽培を行う
とともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用はありません。

4号の農作業従事要件については、譲受人が年間……農作業をすると見込まれる。(別添営農計画書より)。なお、常時従事する日数以下であるが、当該農作業を行う必要がある限り、農地などの権利を取得しようとする者又はその世帯員等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認められるため該当せず。

5号の下限面積については、下限面積撤廃により該当しません。

また、6号については、・許可申請に係る農地は、……の設定により譲受人が耕作しているため、該当しません。

次に、7号の地域調和要件については、本案件は譲渡人から農地を購入し、今回所有権の移転を行うため申請に至った。譲受人の……氏は取得する農地で……等の栽培を行い、効率的な農業、経営を目指す。今回の申請地の位置からみて農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。なお、8月5日に事務局と農業委員である中山委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認しました。農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

ご審議をお願いします。

議長 つづきまして、現地報告について、担当農業委員から報告をお願いします。

中山委員 2番 中山です。

議案第6号について、令和8年8月5日に事務局の溝端主査、佐藤主査と共に現地調査を行いました。

当該申請地に於いては、農地は現在、耕作されています。

これまで、譲受人が借り受け管理しており今回の本申請がなされました。売買での……の移転となります。

今後は取得の農地で……等の栽培を行い、安定的な営農を目的としていることから引き続き効率的に耕作することが見込まれます。

事務局説明のとおり現地において、農地法第3条の許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま 事務局より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

各委員 異議なし

議長 ご意見等がないようですので、議案第6号については「可決」とします。

以上で予定していました 議案審議は 全て終了しました。

その他について、事務局 何かありませんか。

司会(事務局) 委員の皆さんには別紙、「農薬を使用する皆様へ!」「夏の熱中症等声かけ期間」「農政情報」のチラシをお配りしていますので、ご覧ください。

また、前回の農業委員会でお知らせしましたが、お配りした資料のとおり、9月4日(金)13:30～ 15:45まで約2時間、貴志川地区公民館(貴志川生涯学習センター)2階 講義室で令和8年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会が開催されますのでご案内します。お忙しいところ恐縮ですがご参加よろしく願いいたします。

岡本委員から、地元の方から農業委員から遊休放棄地の草を刈るように地権者に指導してほしいという要望を受けたとご連絡がありました。事務局でかつらぎ町の農業委員会に問い合わせたところ、かつらぎ町では、そのような要望があった場合、地権者に対して農業委員からお配りした手紙、位置図、写真を送付していると教えていただきました。高野町でも、地元の方から農業委員にそのような要望があった場合、同じ対応をと考えていますが、会長名で地権者に送付しますので、郵送での対応でよいのか、今までそういった要望があった場合どのようにご対応されていたのか、ご意見をいただけたらと思います。

また、7月の農業委員会で、農地パトロールのお願いをいたしましたが、新しい方が3名入っていただいていますので、農地パトロールに対してわからないことなど意見交換していただけたらと思います。

以上です。

議長 ただいま 事務局よりご提案がありましたが、皆さん、どのように思われるでしょうか。ご意見があれば、何かございませんか。

井手上委員 農業委員会に相談があれば会長名で送付しなければいけないと思います。

議長 ありがとうございます。今まで高野町で耕作放棄地についてこのような事案はあまりなかったと思います。でも、そういう意見が出てきたら農業委員会から送付しなければいけないと思います。

今、富貴では……をやる方が増えてきており、……の場合、……と耕作放棄地まではいきませんが、刈った草を片付けない。この耕作放棄地について富貴で昔は謝礼を払い草を刈ってくれということがありましたが、今はみんな年を取り耕作放棄地について、近隣の人に頼めず、農業委員会に相談する可能性も出てくると思います。

地域の方で、刈ってほしいという意見が出てきたら、担当者と写真を撮り、委員会で皆さんに議案提議し、それで審議していただき、その後に文章を送付する順序が良いと思います。

高齢化が進み耕作放棄地が少しずつ増えてきています。富貴では農業をしたいという移住者の方が増えてきていますが、耕作放棄地がシカやイノシシの隠れ家になるという苦情が出てきた場合は、皆さんと写真を撮り現状を確認してそれを審議していただけたらいいかと思います。皆さんどう思いますか。意見が無ければそのようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 ありがとうございます。他に何かご意見ございませんか。
農地パトロールは来月の委員会までによろしくお願いします。

森脇委員 来月の会議はいつごろになりますか。

事務局(司会) 9月17日(木)です。

森脇委員 わかりました。

事務局長 はじめて委員になられて、何かわからないことがある方はおられませんか。

森島委員 以前農業委員をやられていた方に教えていただいたので特にありません。

議長 ほかになにかありませんか。

井手上委員 9月4日(金)の勉強会は個人で行けばよいですか。

事務局 昨年も皆さん個人で行かれていたので、今回も個人でお願いします。

井手上委員 わかりました。

議長 富貴地区の農業委員は私が乗り合わせて行きます。

事務局

出欠のお知らせは一週間前の8月28日(金)までに事務局にご連絡お願いします。

議長

ありがとうございました、ほかに何かございませんか。なければ私の方から一点、前回の委員会でありましたクビアカツヤカミキリについてですが、委員会後4匹処分いたしました。昨年まで被害はありませんでしたが、今年になって急激に増えてきたので、皆さんもお気をつけてください。幼虫を捕まえ消毒しても卵を産んでいたのか再び被害があることもあり、どのような薬が効くのかいろいろやっていますが、見つけしだい処分してください。

それでは他にありませんか、無いようですので これで終了させていただきます。

*****午前11時10分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和8年8月20日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____